

事故発生時対応マニュアル

事業者	社会福祉法人 十善会
事業所	十善会訪問看護ステーション

訪問看護サービス又は介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護」という。）の提供により事故が発生した場合は、下記のとおり対応し・必要な措置を講じます。

1 サービス担当者

1) 人身事故

訪問看護の提供時に、利用者等に人身的な事故が発生した場合は、直ちに主治医に連絡し、主治医の指示に従って、応急処置や救急隊等への連絡を行います。

又、速やかに、利用者のご家族への連絡・事業所への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2) 物損事故

訪問看護の提供時に物損事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族への連絡・事業所への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業所

1) サービス担当者からの連絡を受け、当事業所の管理者が対応致します。

2) 管理者は、状況に応じて、利用者がお住まいの市町村や関係機関に連絡致します。

3) 管理者は、十善会在宅総合支援センター長に報告致します。

※ 参考 センター長は、事業者に報告致します。

4) 事故の状況等を医療安全管理委員会に報告するとともに、事故の原因を究明し、再発防止に努めます。

5) 事故の状況及び講じた措置等を事故報告書に記録し、事故処理の完結の日から2年間保存致します。

3 事業者

1) 訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、損害賠償致します。

2) 事故の原因を究明し、再発防止に努めます。